1　処分をした年月日　平成25年５月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　岩崎電気株式会社　渡邊　文矢　東京都中央区日本橋馬喰町１―４―16　国土交通大臣許可（般・特―22）第4633号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年５月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年７月 12 日
関東地方整備局長　森北　佳昭
1　処分をした年月日　平成25年５月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　旭シンクロテック株式会社　吉田　耕二　東京都港区港南２―13―34　国土交通大臣許可（般・特―21）第3554号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、内装仕上工事業、消防施設工事業及び清掃施設工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、管工事業、鋼構造物工事業、機械器具設置工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年５月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年７月 12 日
関東地方整備局長　森北　佳昭
1　処分をした年月日　平成25年５月16日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ミサワホームイング株式会社　渡邊　一広　東京都杉並区高井戸東２―４―５　国土交通大臣許可（特―22）第21048号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年５月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年７月 12 日
関東地方整備局長　森北　佳昭
1　処分をした年月日　平成25年５月16日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　いすゞエステート株式会社　土屋　良文　東京都品川区南大井６―26―１　国土交通大臣許可（般・特―23）第22070号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年５月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年７月 12 日
関東地方整備局長　森北　佳昭
1　処分をした年月日　平成25年５月22日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本テレコムシステム株式会社　佐藤　聰美　東京都世田谷区用賀４―12―６　国土交通大臣許可（般―22）第10543号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業及び電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年５月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年７月 12 日
関東地方整備局長　森北　佳昭
1　処分をした年月日　平成25年５月23日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本機設株式会社　長岡　　大　東京都江東区新砂１―６―35　国土交通大臣許可（般・特―22）第4370号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年５月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年７月 12 日
関東地方整備局長　森北　佳昭
1　処分をした年月日　平成25年５月23日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ＴＫテクノサービス　小國　利明　東京都千代田区丸の内３―２―３富士ビル６階　国土交通大臣許可（特―24）第22109号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年５月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年７月 12 日
関東地方整備局長　森北　佳昭
1　処分をした年月日　平成25年５月23日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　塩味ランドスケープ株式会社　塩味　　健　埼玉県朝霞市溝沼５―15―９　国土交通大臣許可（特―21）第8374号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年５月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年７月 12 日
関東地方整備局長　森北　佳昭
1　処分をした年月日　平成25年５月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　小俣建設工業株式会社　清水　幹夫　東京都世田谷区上馬４―26―４　国土交通大臣許可（特―23）第9366号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年５月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。